

5. 商標に関する動向

現在、我が国の経済活性化や、産業の国際競争力強化を成す手段として知的財産の活用がうたわれているが、この中では技術開発だけではなく、事業の自他識別標識である商標の育成と保護も重要な要素である。

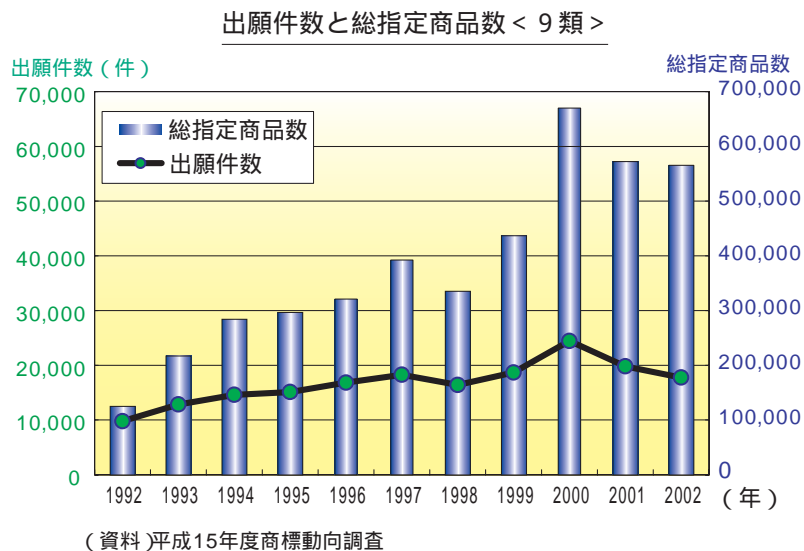
商標の出願動向は、経済・社会の動向を反映した結果であり、様々の有益な情報が含まれていると考えられる。従来の商標の出願動向に関する調査は、出願件数を出願年や区分単位で整理する程度であったが、単なる統計にとどまらず、時々出願における指定商品の傾向を調査する等、それまでにはない観点で出願の調査・分析を行うことにより、審査処理促進の一助となる情報や、施策検討時の情報のほか、企業等が効率的な商標出願を行うための情報などが得られると考えられる。この考えにより特許庁では『商標出願動向調査』を実施している。

ここでは、今までに実施した調査の中から、いくつかの要素を紹介する。

(1) 商標の出願件数と指定商品

商標出願時には、必ず、その商標を使用する商品又は役務を指定することになっており、登録するか否かの判断も、商標とその商標を使用する商品または役務（指定商品・役務）の関係を考慮して行っている。

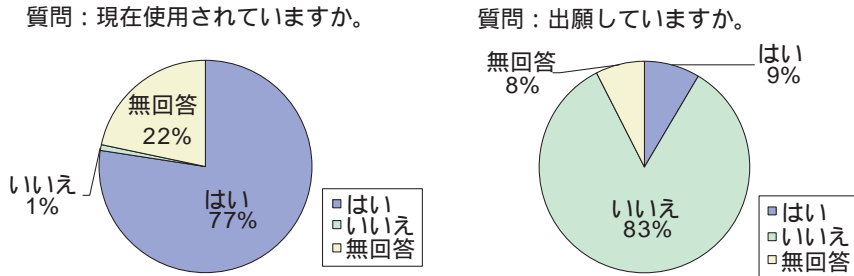
次のグラフは、指定商品の区分第9類¹の出願を、2002年までの10年間について、出願件数と指定商品の総数の観点で整理したものであるが、1つの区分で指定する商品数が大幅に増えていることが読み取れる。



¹ 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用または情報処理用の機械器具及び電気式または光学式の機械器具

(2) 公的機関の図形マーク

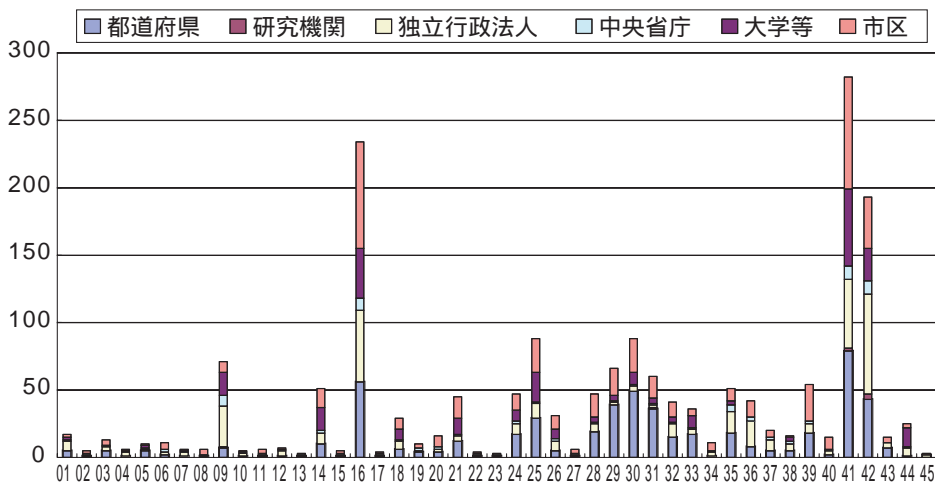
インターネットなどで見かける国や地方公共団体等の公的機関の図形マークのうち、約1500を抽出して、現在の使用状況や、出願状況についてアンケートを行った結果が次の図である。



抽出した殆どのものが、現在使用されているにもかかわらず、商標出願自体はあまりされていない結果となっている。これはマークが商標法第4条第1項第6号により保護されているからと考えられる。一方で、より確かで強い権利とするために出願を行っているものがあることもうかがえる。(商標法第4条第1項第6項を判断するための情報蓄積は、主に公的機関から特許庁への情報提供によってなされている。)

次の表は、出願された公的機関の図形マークについて、出願する際の指定商品・役務の傾向を区分単位で整理したものである。商品では印刷物などを含む第16類を、役務では知識の教授や興業の企画などを含む第41類を指定することが多い結果となっている。

国際分類別公的機関図形商標出願件数



(資料)平成16年度商標動向調査